

議事日程(第5号)

令和元年6月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第37号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第2 議案第38号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第39号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第40号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第41号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第43号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第44号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第45号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 発議第1号 高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について
- 日程第11 議員派遣の件
- 日程第12 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第13 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第14 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第37号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第2 議案第38号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第39号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第40号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第41号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第43号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第44号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)

- 日程第9 議案第45号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第10 発議第1号 高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について
 日程第11 議員派遣の件
 日程第12 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
 日程第13 閉会中における議会運営委員会活動について
 日程第14 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 後藤 正弘君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 緒方 直樹君	16番 青木 善明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君	事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君	副町長 …………… 児玉 洋一君
教育長 …………… 川上 浩君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	河野 辰己君
財政経営課長 …………… 徳永 恵子君	建設管理課長 …………… 恵利 弘一君
農業政策課長 …………… 横山 英二君	農業委員会事務局長 …… 飯干 雄司君
地域政策課長 …………… 渡部 忠士君	
会計管理者兼会計課長 ……………	鳥井 和昭君
町民生活課長 …………… 山下 美穂君	健康保険課長 …………… 宮越 信義君
福祉課長 …………… 中里 祐二君	税務課長 …………… 杉 英樹君
上下水道課長 …………… 吉田 聖彦君	教育総務課長 …………… 野中 康弘君
社会教育課長 …………… 稲井 義人君	

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。令和元年第2回定例会に付議されました案件は、議会初日に報告しましたように、専決の承認、報告、条例の一部改正、補正予算など、全部で14件であります。この案件につきましては、既に各常任委員会及び特別委員会で審査を終え、本日それぞれの委員長報告を待つばかりであります。

なお、昨日、松岡議員より高鍋町企業立地奨励条例の一部改正の発議が提出されましたので、本日9時より第3委員会室において議会運営委員会の委員全員出席、議長・副議長はオブザーバーとして出席、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので報告いたします。

松岡議員よりまず発議内容の説明を受け、その後、委員に意見を求めましたが、意見はなく、議会事務局より日程の説明があり、本日の日程に追加することで意見の一致を見ましたので御報告いたします。

○議長（青木 善明） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり1件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 議案第37号

日程第2. 議案第38号

日程第3. 議案第39号

日程第4. 議案第40号

日程第5. 議案第41号

日程第6. 議案第42号

日程第7. 議案第43号

○議長（青木 善明） 日程第1、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認識についてから日程第7、議案第43号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまで、以上7件を一括議題といたします。

本7件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） おはようございます。総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

令和元年第2回定例会において、総務産業建設常任委員会に付託された案件は、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認識について、議案第38号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第43号消

費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

委員会は、6月12日、13日の2日間、第1委員会室において、委員全員が出席し、関係課長及び職員の出席を求め、付託されました議案の説明を受け、審査を行いました。なお、特徴的な部分だけの報告とし、割愛する部分もありますので御了承ください。

それでは、議案順に報告いたします。

まず、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認識について、建設管理課より説明を受けました。

町道路線の変更は、町道662号式本松(1)線を廃止し、町道663号茂広毛平付・式本松線の終点を町道662号式本松(1)線の起点まで延長するとの説明であり、町道路線の新規認定は、上畑田から水除団地に至る町道767号上畑田・正ヶ井手線と町道768号正ヶ井手・水除下線の2路線で、町が管理する里道を町道認定するもの、キヤノン関連の道路改良によって町道367号が整備されたことにより、残った町道を路線名、町道769号神祭野(2)線として認定するものと説明でありました。

質疑に入り、委員から、里道と町道との管理条件は同じか、また、建築条件で家が建てやすくなるのかとの問いに、管理は同じであり、家は町道のほうが建てやすいとの説明でありました。

委員から、町道と里道の違いはどの問いに、町道は議会で認定された道路であり、里道は地番がなく、国から町へ譲与された土地のことで、町が管理しているとの説明でありました。

委員から、里道には何か制約があるのかとの問いに、里道は道路法上の道路ではないため、家を新築・改築するときに制限があり、家が建てられない場合があるとの説明でありました。

委員から、開発行為でつくられた道路を町道に認定するための条件があるのかとの問いに、開発行為で町に管理を任せるため、寄附するには、道路幅が4メートル以上、舗装工事、排水溝の設置などの条件がある。開発行為については、事前協議があり、トラブルはないとの説明でありました。

質疑は終わり、6月13日に担当課に同行を求め、変更及び認定する路線の調査及び確認を行いました。

まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、総務課より説明を受けました。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行基準に関する法律の改正で、7月に予定される参議院選挙に向けて、選挙時の投票管理者等の報酬を改正するものと説明でありました。

内容は、選挙長ほか立会人等の日当を100円から200円引き上げるもの、また、投

票所及び期日前投票所の投票立会人は複数で職務に対応できるよう、事務に従事した時間で按分できることとしたとの説明がありました。次期参議院議員選挙において、改正後の予算の増額分は1万4,000円になるとの説明でありました。

質疑に入り、委員から、選挙においてそれぞれ何人かの問いに、選挙長、管理人は1名、選挙立会人及び開票立会人は3名から10名、投票立会人は2名から5名であるとの説明でありました。

委員から、立会人の募集要項は現在どのように行っているのかとの問いに、期日前投票の投票立会人は、明るい選挙推進協議会委員の中から2名の方をお願いをしている。投票所の投票立会人は、広く募集はしていない。地区の状況をよく知る方をお願いをしているとの説明でありました。

委員から、この改正する額はどこの自治体も同じかとの問いに、この改正金額は基準額となっているので、ほぼ同じであるとの説明でありました。

委員から、額を改正する時期は決まっているのかとの問いに、おおむね参議院議員選挙のときに見直すのが通例となっているとの説明がありました。

委員から、選挙に要する費用は国から交付されるのかとの問いに、国政選挙は国から交付され、県関連の県知事や県議会議員の選挙は県から交付される。町長や町議会議員の選挙は町の単独予算で執行されるとの説明でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、議案第38号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明を受けました。

本年10月1日より消費税が10%に改正となるため、消費税及び地方消費税の一部を改正する法律に適用させるものと説明を受けました。税率は、消費税率7.8%、地方消費税率2.2%の合計10%となり、地方公共団体が行った資産の譲渡などについて課するというものであります。

今回、消費税が課せられるものについて、本条例で一括改正するもので、改正後の使用料などの額は、改正前の金額を108で割り戻して110を乗じ、10円単位に四捨五入するものとの説明を受けました。

関係する条例は、高鍋町手数料徴収条例以下21本の条例であり、条例ごとに説明を受けました。

質疑に入り、委員から、10円単位としたことで生じる1円、2円の微差はどうなるのかとの問いに、原価が引き下がったと考えるとの説明でありました。

委員から、10月に消費税が改正されなかった場合はどうなるのかとの問いに、この条例の廃案を提案することになり、現行の条例がそのまま生きることになるとの説明でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、議案第43号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、御報告終わります。

○議長（青木 善明） 以上で、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認識について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。2019年第2回定例会において、文教厚生常任委員会に付託された案件は、議案第39号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第40号高鍋町介護保険条例の一部改正について、議案第41号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第42号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての4件です。

報告については、議案順で行います。

審査は第4委員会室において、6月12日、13日の午前中の2日間、委員7名全員出席、担当課長ほか職員、要点筆記事務局2名参加のもと行いました。なお、調査箇所は議案第41号関連で行いました。

まず、議案第39号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正については、税務課、健康保険課より基本的な考え方が示されました。それによると、国民健康保険については、県が示す納付金を納めることになるが、税額を大きな上昇をさせず、平準化して緩やかな税負担となるように、基金6億円余を利用して、どのくらいの基金投入額が必要かシミュレーションしたとのことでした。算定条件を過去の医療費、後期高齢者支援金、介護納付金の伸び率と人口構成から推計した数値などを用い、団塊の世代が75歳を迎える令和7年、2025年をピークとし、あとは横ばいであると推移してなど資料が提出され、説明が行

われました。

それらを勘案して、今年度は一人当たり4,000円程度の増額をお願いすることで決定したとの説明でした。シミュレーションではうまくいっても、高度医療、高薬価などで税が大きく跳ね上がることも懸念されることから、これからも医療費を注視していきたいとのことでした。

以上、説明は終了し、質疑を求めたところ、今後基金が必要となることはないかとの問いに、平成30年度から県に支払う納付金制度となったことにより、途中で基金を投入することはないとの答弁でした。

また、特定健診率についての質疑がありましたが、資料を配付され、説明がなされました。それによると、平成28年度から比較して、平成29年度は若干落ちていることが明らかになりました。

また、県の基金保有高はとの問いに、25億円との答弁がありました。

以上で質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号高鍋町介護保険条例の一部改正についての審査を行いました。

健康保険課より、10月からの消費税増税に伴い、低所得者への保険料軽減を行うものであると、資料を用いての説明がなされました。

質疑を求めましたが、質疑はなく、討論を求めましたが、討論もなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、健康保険課より、指定管理者への移行を図ること、消費税増税に伴う使用料の変更、シャワー室は無料であったが、利用者が増加しているため、今回新たにシャワー利用についての使用料を設定することなどの説明が行われました。

質疑を求めたところ、この案件には指定管理者指定することと消費税増税が絡んでいるが、もし増税されない場合どうするのかとの問いに、別表を再度改定するので問題ないとの答弁でした。

なお、施設の状態を初め、調査したところです。施設の状態は、県が使用していた舞鶴荘は年数経過があり、劣化していたことで改造をし、シルバー人材センターへ委託して管理しているとのことでした。

また、シャワー室においては、男女別及び洗濯乾燥機が整備され、使いやすく、現在、農業高校野球部などが利用されているとのことでした。

調査後、第4委員会室に戻り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、福祉課より、資料に基づき説明がなされました。

総務省からの通達文書が資料として示され、連帯保証人についての記述に注意を促すと

のことでした。それらに配慮しながら、保証人がない場合の利率設定及び保証人をつけた場合の利率の設定について説明がなされました。

委員より、保証人というのは連帯保証人を指すものかとの問いに、そうであるとの答弁でした。

質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第39号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号高鍋町介護保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから討論、採決を行います。

まず、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について、賛成の立場で討論を行います。

正ヶ井手・水除下線については、住んでおられる方々からの長年の要望でした。排水溝が浅いなどによるトラブルや、きれいにしてもすぐ汚くなるなどの意見が多数ありました。

町営住宅に続く道路についても、安全性が確保されない状況があります。確かに今回の町道路線認定でこれらが全て解決するわけではありませんが、整備につながる第一歩と考えます。また、茂広毛二本松線については、キヤノンの誘致に係るものではありませんが、以前から要望が出されておりました。また、春成議員からの指摘もあったように、あの線が整備されることにより、内水について終末部分であることも配慮されることは要望したいと考えます。以前から台風の時だけでなく、竜巻などの発生地域でもあります。今のところ大きな被害はないものの、田んぼを所有されている方々からは、水の問題を含め、道路との関係を深く憂慮されている地域でもあります。住民の声を聞きながら、これからの整備を進捗させていただくことを要望して、討論といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第37号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第38号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

国政選挙に伴う報酬引き上げですが、投票等の立会人探しについては、長時間であると同時に、事務作業についても大変であると思います。したがって、引き上げについては賛成したいと思います。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第38号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第38号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第39号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

本来なら上げられることについては反対すべきではあるんですけども、国は10月から消費税増税が行われる予定です。国民皆保険でのもとでの制度ではありますが、F-35などの購入を控え、1兆円投入されれば、均等・平等割をなくすことができます。高鍋町は今回、約6億円の基金積み立てを取り崩しながら、団塊の世代が75歳に達するまで、何とか大きく国保税の負担を抑えたいとシミュレーションされたようです。住民に寄り添う形で皆保険の意志を図ることの努力を認め、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第39号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第39号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号高鍋町介護保険条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第40号高鍋町介護保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

消費税増税には反対の立場ですが、今回は低所得者向けに保険料軽減を行うものであるとの説明を受けました。介護保険料は低所得者であっても一定の負担をしなければならず、税の公平さに欠けるものであるとの感を強くしております。今回の改正で少しでも軽減できるのであればと賛成いたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第40号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第40号高鍋町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第41号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

今回この施設の運営を指定管理者へとすることのようです。また、消費税については反対ですけれども、施設利用について、シャワー室の利用が近くの農業高校生にあるようです。この施設を長く愛用されること、また、災害時にはマットは準備してありますので、宿泊可能であるとのことでした。総合体育館とも近く、災害時に対する施設への備蓄品が置けないものかと考えた次第です。また、はぐはぐ子ども村の利用もありました。いろいろな形で利用されることが大切であり、指定管理とすることで、いろいろな利用をふやしなが、町民に愛される施設として育まれることを期待して、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第41号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第41号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第42号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

総務省の通達では、連帯保証人の文言については、なくす方向性のようですが、自治体として連帯して保証するという立場は理解できます。また、今回災害に遭われた方がお金を調達する手段として、借りたいという要望に対して、金利引き下げはよいと考えます。なお、保証人となられる場合、相続者も相続することを周知徹底していただくことを要望

して、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第42号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第42号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第43号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

消費税の増税については、共産党として絶対に認めるわけにはいきません。確かに条例案の幾つかにも消費税増税が絡む案件がありました。この条例案には1時間単位にしてほしいなどの住民要望が反映されていることはよいのですが、増税されることにより住民負担がふえることには賛成できません。自治体は、国の悪政から国民を、町民を守るべき立場にあります。そのことを考えたとき、ここで譲歩すべきではないと考え、反対といたします。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第43号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数であります。したがって、議案第43号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第44号

○議長（青木 善明） 日程第8、議案第44号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件は一般会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の

議案審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○一般会計予算審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） 令和元年第2回高鍋町議会定例会において一般会計予算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第44号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）の1件であります。

特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は6月13日から17日の3日間、審査は第3会議室にて行い、議長を除く13名の委員出席のもとに、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

初めに、地域政策課です。県と県内全市町村が連携して行う宮崎ひなた暮らしUJIターン支援事業に対する補助や、認定NPO法人高鍋町観光協会に対するガイドブックの補助の説明を受けております。

委員より、高鍋町移住支援補助は何世帯分の補助なのかとの質疑に、1世帯を想定している。ただし、独身世帯の場合は60万円になるとの答弁。

次に、ガイドブックの目的はとの質疑に、町内外の方々に町内の事業所を紹介し、各店舗の集客力を図ることを目的としているとの答弁。

さらに委員より、高鍋町外の方々にガイドブックの詳細を周知してもらえるよう全国に発信できる手段をとるべきではとの質疑に、高鍋町を紹介する別のガイドブックがあるので、再度作成を検討したいとの答弁でした。

次に、建設管理課です。昨年の台風24号で発生した倒木等の廃棄物処分の委託費の説明、町道天神鶴・茂広毛平付線、小丸出口・正ヶ井手線、東光寺・鬼ヶ久保線の道路改良及び町内の橋梁の点検補修等の社会資本整備総合交付金事業の説明を受けております。

委員より、倒木をバイオシステムで処分することはできないのかとの質疑に、山林を伐採した場合の残渣は有料で買い取りできるが、宅地等にあった倒木は買い取りができないとの答弁。

次に、委員より、東光寺・鬼ヶ久保線での補償費は何件分なのかとの質疑に、1件分である、さらに、今後立ち退きする件数はとの質疑に、1件であるとの答弁でした。

次に、税務課です。太陽光発電施設の新設や宅地造成、道路改良工事等に伴い、土地の分筆・合筆の増加が見込まれるためとの説明。また、口座振替システム改修委託は、個人住民税特別徴収の口座振替開始に伴い、システムの改修が必要なため補正を行うとの説明を受けております。

次に、総務課です。主なものは、参議院議員選挙委託金、防災機材購入、災害時の予見し難い歳出予算不足に充てるなどの説明を受けております。

委員より、防災機材の中にエンジンカッターを購入するとあるが、取り扱いが難しいと考える。また、団員の安全性の確保はとの質疑に、消防団部長を対象として講習会・実技指導を行うこととしているとの答弁。

また、委員より、そのほか防災備品の管理はとの質疑に、防災センターと各消防団に設

置する予定であるとの答弁。

また、ドローンを操縦できる職員は何名いるのかとの質疑に、現在7名ほど操縦できるが、多く活用するため、随時指導し、ふやしていく予定であるとの答弁でした。

次に、農業政策課です。農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助、産地パワーアップ事業、ため池浚渫工事、温泉施設管理事業等の説明を受けております。

委員より、坪草ため池の修復後の管理運営はどこが行うのかとの質疑に、地元と協議することにはなるが、普段の管理は地元である羽根田・青木地区に管理してもらうとの答弁。

次に、ハウス強靱化では11件の農家が実施するとあるが、補助額が少ないのではとの質疑に、各生産者ごとに補助額が違うため、今回の補助額で足りるとの答弁でした。

次に、社会教育課です。コミュニティ助成事業補助、今年の台風24号に伴う藤棚倒壊による設置工事費、高鍋神楽保存会負担金等の説明を受けております。

委員より、コミュニティ助成の順番待ちはとの質疑に、現在13地区が順番待ちをしているとの答弁。

次に、委員より、森林生態等保護の用途はとの質疑に、高鍋湿原の保全事業として草刈り、啓発活動に充てているとの答弁。なお、湿原ボランティアガイドの意見を聞きながら草刈りを行っているとのことでした。

次に、神楽の後継者問題はとの質疑に、現在、新たに3名ふえたが、今後、子どものときから神楽を知ってもらい、興味を持ってもらえるよう努力するとの答弁でした。

次に、教育総務課です。主なものは、有限会社ミップからの寄附金3,000万円の歳入、教職員住宅が老朽化のための修繕費、小学校体育専科教員加配措置等の説明を受けております。

委員より、寄附金の使い方の協議はまだのようだが、継続性を考え、今後も寄附金を募ることはあるのかとの質疑に、現在、制度設計ができていないため詳細は未定ではあるが、将来の見通しでは募る可能性はある。なお、継続できるよう制度設計していきたいとの答弁。

次に、委員より、体育専科教員になられる方の要件はとの質疑に、専門的な体育の知識を持たれた第一種体育免許教員との答弁でした。

最後に、福祉課です。ことし10月に予定される消費税引き上げが、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起を目的とした全国一斉実施されるプレミアム商品券事業、就学前の障がい児の発達支援無償化に係るシステム改修に係る委託の説明を受けております。

委員より、プレミアム商品券の事務手続・受け付けについての質疑に、対象者である住民税非課税者には申請書を送付し、購入申請があれば順次審査し、引き換え券を配布。また、子育て世帯は申請の必要がなく、引き換え券を配布するとの答弁。

なお、委員より、購入対象者に対し、受け付け場所には配慮が必要との意見がありました。

次に、委員より、障がい児対応はどの質疑に、わかば保育園を初めとした認定保育園等受け入れをしてもらっている。また、各保育園は障がい児に特化した研修や、臨床心理士など専門職の巡回訪問支援も実施しているとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論あり、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、特別委員会に付託されました議案について御報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第44号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論を行います。

この案件の中には、賛成すべき点がほとんどです。特に、寄附金3,000万円を国際交流基金へ積み立て、子どもの成長段階での利用を促してほしいとの寄附者の言葉に感銘を受けました。また、社会資本整備事業において、道路改良、学校施設改善、消防団へ配備するさまざまな備品関係、一地区が受けられますが残り13地区も要望されているコミュニティ助成事業、図書館のパーゴラ設置費用、生徒のコーラスなどのバス借り上げ料、通学道路安全対策における工事関係費用、産地パワーアップ事業、ハウスの強靱化対策など、住民からの要望及びしなければならない対策など、本当に住民要求が詰まっていると思います。

しかしながら、プレミアム商品券はどうでしょうか。消費税増税対策として0歳から3歳未満の子どもさんがいる家庭と特定し、商品券を購入させるアイデアは、さすが年金をもらっていることも知らない、老後2,000万円必要だとの金融庁の報告も受け取らない自民・公明与党が考えられたものだということは理解します。できれば、買っただけ商品券ではなく、差し上げてもらうほうが消費に大きな力になります。そうすれば、地域の商店も参加できます。プレミアムはつかなくても、2万円でもいいのではないかと考えます。手間暇をかけて役場職員は大変です。システムも変えなければいけない。低所得者とわからないように配慮もしなければ、気まずい思いをするのは職員です。保育料無料化でいいことをしたことについては与党の評価はできますが、プレミアム商品券はただけません。したがって、反対といたします。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 賛成の立場で討論いたします。

今、反対討論された中村議員の言われたことは、十分私も理解はできます。ただ、今回のプレミアム商品券につきましては、国が全額補助ということで、確かに見た目には国がいいことをした、ありがたいなというふうに思われはするんですが、今回、低所得者あるいは0から2歳児の子どもを持つ家庭にと限定された商品券であること、それと、さっき言われたように販売方法あるいは該当する方々への周知、こういうことに、かえって私も

執行部の担当課を悩ませるのではないかと、あるいは使用者が、購入者がどれぐらいいるんだろうかと。購入しなくてはいけないわけですから、どれぐらいいるのんだろうかという懸念はありますが、ことしの10月から来年の3月間が使用期間だということで、ここをしっかりと注視していきたいということ。それと合わせて、私3月に、この件については一般質問をしております。0歳から2歳の子どもたちを持つ家庭に、高鍋町独自の商品券を無料配布してはどうかということも含めまして、そのことも注視していきながら、賛成いたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第44号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数であります。したがって、議案第44号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第45号

○議長（青木 善明） 日程第9、議案第45号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、文教厚生常任委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） 2019年第2回定例会において文教厚生常任委員会に付託された案件は、議案第45号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、審査は第4委員会室において、6月12日、13日午前中の2日間、委員7名全員出席、担当課長ほか職員、要点筆記事務局2名参加のもと行いました。

健康保険課より、保険税を確定し、基金投入額も決定したことによる財源更正を行うこと、特定健診について先進地視察を行うため旅費を2名分計上したこととの説明がなされました。

委員より、特定健診のための旅費が計上してあるが、全国の中での先進地事例はどこかとの問いに、静岡県藤枝市を初め、岐阜県などが先進地であるとの答弁でした。

質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

○議長（青木 善明） 以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第45号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を行います。

国の問題については条例改正で行ったところですが、私は、基金積み立てには反対してきました。しかし、今回基金を6,000万円投入することにより、一人当たり4,000円の引き下げとなっております。基金がなければこれもかなわなかったことでしょうか、基金のない自治体では一般会計から拠出し、何とか国民健康保険税が急激に上がらないようにしていることが推量されます。

また、今回2名の旅費が予定されています。これについては、特定健診受診率を向上させることによる早期発見、早期治療が可能となる政策を見出すことが目的のようです。責任はありますが、このような先進地視察を行い、見聞を広め、高鍋町に役立つように努力されることは大変有意義であると思ひ、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第45号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第45号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩をしたいと思います。11時5分より再開いたします。

午前10時52分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

日程第10. 発議第1号

○議長（青木 善明） 日程第10、発議第1号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 令和元年6月18日、発議第1号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第

2項の規定により提出いたします。提出者は高鍋町議会議員松岡信博、賛成者は高鍋町議会議員中村末子であります。

内容は、高鍋町企業立地奨励条例の別表中、企業立地補助金の交付の欄を削るものであり、奨励措置である企業立地補助金の交付を廃止することで提案するものです。

その理由及び目的は、高鍋町の財政が現在厳しい状況にあると考えたからです。3月第1回議会において高鍋町一般会計予算が承認、可決されましたが、財政調整基金を取り崩し、予算が組まれました。その原因の一つが、この条例のもと企業に多額の補助金を出すと、町民の生活予算に大きな影響を与えてしまうことが予想されます。この条例の優遇制度の支援を受けた企業は、平成元年から平成27年度までは固定資産税の免除しか行われていませんでした。しかし、平成27年9月18日に改正された条例に、雇用促進奨励金、企業立地補助金、工場等賃借料補助金が優遇措置として追加整備されました。その後の平成27年9月24日に、サンプルス株式会社がこの制度を申請し、結果的には3年かけて全ての補助金を受け取ることになりました。まずサンプルス株式会社は、平成27年11月から平成30年3月にかけて、高鍋町より工場等賃借料補助金942万5,000円の交付を受けました。そして、平成28年12月20日に雇用促進奨励金180万円の交付を受けました。そして、本年平成31年1月4日に企業立地補助金の5,000万円が交付決定されました。サンプルス株式会社への高鍋町の補助金総額は6,122万5,000円です。その上、固定資産税の免除が3年分となります。そのように、高鍋町の多額の税金がサンプルス株式会社に出されました。

また、平成31年3月議会において、補正予算で企業立地補助金と奨励金が株式会社井上商店に5,180万円、株式会社デイリーマームマンマルシェに5,900万円が交付決定しました。その後、南薩食鳥株式会社に5,450万円、宮崎キャノン株式会社に6,000万円と、多額の補助金の交付と固定資産税の3年間の免除が続く予定になっております。この5社に対する補助金の合計は2億8,652万円になります。この金額は、企業立地奨励条例の指定企業が平成21年から30年にかけて固定資産税の免除期間に33回、33社により納税された総額とほぼ同じ金額となっております。10年かけて納められたその金額を、短期間に支出する予定です。特に宮崎キャノン株式会社は、宮崎県からの補助金予定額は設備投資の投資額の割合に対する補助金9億2,000万円となります。雇用者に対する補助金は1億5,000万円になります。合わせて、県からの補助金の予定総額は10億5,000万円になります。それに対して、高鍋町はインフラ整備費14億6,000万円、雇用促進奨励金1,000万円、企業立地補助金5,000万円、合わせると15億2,000万円以上の費用をかけて誘致することになりました。固定資産税の3年間の免除金額は、相当な金額が予想されます。高鍋町がこの金額を納税という形で取り戻すには、恐らく十数年の歳月がかかると思われます。幾ら大企業を誘致するからといっても、宮崎県の予算規模と高鍋町を比較して、県の1.5倍の金額を出すことが高鍋町にとって妥当なものか疑わしく思われます。高鍋町議会が高鍋町企業立地奨励

条例を承認、可決した段階では、このような事態を予想していたのでしょうか。恐らく想定外の補助金交付状況ではなかったかと思われます。

町民が納める税金を財源とした多額の補助金の交付は、一般的には広く町民の利益を増進すると認められる場合に限って行われるべきです。納税の義務は憲法第30条で定められており、補助金の交付や課税免除などの措置は、租税原則の中で最も重要な要素である税金の負担行為の公平性、平等性を侵すものとなります。そこで、補助金や課税免除などの措置により失われる公平性、中立性、納税義務者の不公平と企業誘致の政策の社会公共の利益、いわゆる公益とを比較して、企業誘致による公益がまさるものであるかどうかについて検証をする必要があります。企業誘致の優遇制度が、結果として町民の生活や福祉向上につながるのか、費用対効果を検証しなければならないということです。

私たちが納める税金の納税制度は、公共のサービスの提供に必要な資金を調達することを目的とし、行政が一方的かつ権力的に税金を徴収する性質を持っております。そのため、納税者には結果が見えにくいため、行政が説明責任を果たすことで、安易に補助金交付などの措置を行ってはいないという、税金を無駄にしない姿勢を町民に示すことが必要になります。

企業誘致を理由に多額の補助金を交付するには、企業誘致によって与えられる公益、社会公共の利益が、租税の公平・平等の原則よりも勝たなければならないということです。この補助金交付の社会公共の利益、いわゆる公益のあり方を、議会議員として町民にかわり、しっかりと考えるべきだと思います。町民の利益を守ることを一番に考えるのが議会議員だという自覚を持たなければなりません。

また、固定資産税の免除を行う場合には、地方税法第6条の課税免除などの規定に基づき、自治体が条例上で規定を設け、公益と社会公共の利益があるという理由を持って課税免除などの措置を行っているということです。

しかし、租税の基本原則は、公平・平等の原則にあります。町民誰もが納税の義務を果たしています。一定の範囲のもの、企業に対して課税をしないことは、明らかにこの公平・平等性の原則と矛盾いたします。すなわち、課税免除は広く町民の利益を増進すると認められる場合に限って行われるべきです。本来行政予算である町民の福祉や公共のために使われるべき税金が、企業に対し免除されるわけですから、その行為が町民のためになるという社会公共の利益、いわゆる公益が認められなければなりません。企業に対する固定資産税の免除や、税金を財源とした補助金を交付することは公平・平等性に反した行為であり、その正当性が証明されなければ、補助金交付の根拠にはなり得ないのです。このまま行政執行部が企業立地条例の優遇措置の補助金交付の正当性を具体的かつ明確に示すことができなければ、議会議員として高鍋町企業立地奨励条例の優遇制度の補助金は、町民の公益、社会公共の利益にならないと判断をしなければなりません。それに、現状では、企業誘致のメリットと言われる新しい雇用の場の創出や、税金の増収という考え方自体が成り立たないのではないかと思われます。高鍋町民の働く場所の確保といっても、労働者

が不足しているという現状の中で、雇用者が高鍋町内の事業所を次から次へと渡り歩く、そんな状態であれば、補助金を出す意味がないと言えます。町外からの転入者や都会からの帰省者の転職先であることが必要条件ではないかと思われます。このことから、新たな雇用の創出という制度の効果自体が成り立たないのではないかと考えます。

それに、条例にある企業立地補助金の交付の条件で、町民を1年で5名以上雇用すれば、固定資産の総額30%限度額5,000万円の補助金を受けることができる制度は、不合理としか言いようがありません。ましてや移住定住促進を行う自治体の立場から考えて、1年ではなく、最低10年の規定が望ましいと考えます。企業立地補助金の金額が余りに多額過ぎて、企業による税収での回収が難しくなっているのが現実です。企業誘致の最終的な目的は、高鍋町の発展、町民の福祉向上であることからずれてしまっているのではないかと思います。そして、多くの自治体の企業立地補助金の考え方は、固定資産税を納めてもらった後に、その相当額を補助金で交付、補填することで、実質課税していないようにしている自治体が多いようです。高鍋町においても、今後は多額の補助金は廃止して、固定資産税の免除措置だけで十分ではないかと考えます。今の高鍋町の財政状況で、町民の目線から見れば、税金の滞納者には給与や財産の差し押さえ、税金の前倒しの請求をして厳しく徴収をしている中で、むやみに企業に補助金を与える行為は現状にそぐわない行為であり、町民に理解してもらえないと思います。町民に公共の利益、公益がない場合の企業への補助金交付は、利益供与や便宜供与に当たるのではないかと考えられます。気をつけなければならない行為だと判断いたします。

高鍋町企業立地奨励条例は、まずは企業を誘致することが目的です。しかし、条例にある補助制度で、工場の増設の場合において対象になるのは、誘致後の企業や町内の事業者です。それに企業誘致を行う優遇制度において、なぜ町内の特別な企業や事業者だけが多額の補助金を交付されるのか、町民には理解しにくい条例だと思います。そんな紛らわしい条例であり、企業誘致の政策と町内企業への支援策を同時に行う条例では乱暴な政策だと感じます。あくまでも企業誘致と町内企業の施設設置整備の支援事業は、別の制度を設けて分けて行うべきと考えます。それに、この補助制度が企業誘致の条例であるため、町内の事業者には余り知られていません。また、町内の企業の工場増設に対して、企業誘致と同じ条件で補助金の限度額5,000万円を支出する根拠も理解できません。それに、高鍋町内の企業を対象として多額の補助金を交付したとしても、それに見合うだけの新たな雇用の創出、税収の増加を求めたとしても、とても無理な話だと感じます。その観点から見ても、根本的に条例を見直すときが来ているのではないかと思います。大きな企業が税金を多く払っているように思われますが、多くの町民から広く浅く納税された金額が、それに劣るとは思えません。一企業が納める税金よりも、はるかに大きな予算となっているはずで、私は、補助金交付の根拠や費用対効果を考え、高鍋町企業立地奨励条例が本当に町民のためになり、社会的公益性があるのかを考えるべきだと思っております。このままいけば高鍋町の財政負担がふえ、町民の生活のための予算が削られていくことが大変

心配になります。今後は、多額の補助金を企業に交付すべきではないと考えます。企業誘致をするなどということではありません。企業誘致の名目で過剰と思われる多額の補助金を出すことは、今は町民のためにならないので控えてほしいということです。地方分権が進展する中、各自治体が独自の施策を競い、地域の活性化を図ってきている状況で、真の公益、社会公共の利益とはどのようなものかを、いま一度立ちどまって考えるべきときが来ております。

また、高鍋町では、ふるさと納税額が平成29年度、30年度と20億円を越していましたが、総務省の通達が行われ、返礼品に対する絞り込みが行われて、一般会計予算への恩恵が減少することになりました。高鍋町の今後の課題である学校給食費の無料化など、子育て支援策を初め、竹嶋もぐり橋の架け替えなど、いまだ手つかずになっているのが現実です。だからこそ、これ以上の企業誘致については歩みを緩め、じっくりと考え、知恵を出して、将来の町民のために資することが大事であると考えます。

したがって、現在の条例を見直し、いま一度検討をする時間が議会にも執行部にも必要であると考えます。そのため、高鍋町企業立地奨励条例の別表中、企業立地補助金の交付の欄を削り、奨励措置である企業立地補助金の交付を廃止することを提案するものです。企業立地補助金は、執行部は条例に基づいて補助金を出します。条例が補助金拠出の根拠となっております。費用対効果や町民への公益性を検討しなければならないのは、議会議員の立場ということが問われております。そこで、私は町民を代表する議員として、しっかり私の考えを主張したいと思っております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 松岡議員に質疑いたします。

松岡議員は、平成30年12月議会において、企業立地奨励条例の補助金交付条件を満たしたサンプラス株式会社への企業立地補助金の交付を含む平成30年度一般会計補正予算に賛成いたしました。にもかかわらず、サンプラス株式会社の名前を上げて問題視する旨の議会報告を町民に配布いたしました。その際、総務産業建設常任委員会委員長松岡信博の記述があり、あたかも総務産業建設常任委員会の総意と受け取られかねない文章であった。各委員から文章の内容に一切の説明もなく、同意した記憶もないと強い指摘があり、黒木博行議員からは、議員個人が自由に配布する文書であっても、一企業名を上げて特別問題視することは、文書を受け取った町民を一方的見解だけで当該企業を避難する方向に誘導しかねない上、内容の正確性もわからず、誹謗中傷につながる可能性があるという指摘があった。

そこで、企業立地奨励に潜在する問題を、総務産業建設常任委員会の審議のテーブルに乗せ、全員で調査検討すべきと一致し、各委員がさまざまな事例やデータを集めた自治体と比較しながら、企業立地奨励のよりよい運営方法を見つけ出せるよう検討し、条例文の改正が必要なら、それも排除しないとなりました。

当委員会だけでは意見の集約が難しいとなり、文教厚生常任委員会に参加を要請し、議員全員でまとめ上げようと一致いたしました。

総務産業建設常任委員会は、平成31年2月に、委員会調査として補助金交付の制限がないことに着目し、補助金額を新設は限度額5,000万円、増設は限度額2,000万円をそれぞれ1回限り交付する。ただし、新設から増設まで5年間の申請禁止期間を新たに設けることを報告し、また、改正案として議員発議の準備に入りました。しかし、条例は公平不公平の原則により、予算執行に係る事案については、既に補助を受けたものと、これから予定しているものに不平等が生じる可能性があれば、十分な配慮が必要と、条例改正に慎重を期すべきと意見が出て、執行部の見解も聞くこととなり、副町長の出席を求めたところ、懸念材料であった補助金交付の回数の制限に解釈の間違いがあり、複数の交付はないとの回答を得ました。多くの議員も、同一企業が新設・増設を繰り返せば補助金を複数回受けられると解釈しておりましたが、執行部との見解の一致を見ました。

また、条文の解釈を町民・議員・執行部全てが一致できるように、条文に新たな解説書を添付し、わかりやすくすると執行部より提案があり、議員も納得し、ある程度時間を使いながら条例を整備していく行程を確認した経緯がございました。

今回、松岡議員個人の時間軸で判断し、求める答えがないという理由だけで発議することに納得できるはずもなく、また、案文は松岡議員の個人の感情や思いが目立ち、客観性のない文章であります。

ことし1月に松岡議員が出した委員への詫び状みたいな文章の中には、「議員相互が理解し合い、一丸となって団結し、町民のために働こう。委員の皆さん、御協力お願いします」と呼びかけておりますが、これは全く真逆の行動であります。根拠の示されない提案は、議員発議の重要性を考えると、その成否が今後の議会のあり方に多大な禍根を残し、新たな発議の際に重大な影響が生じる可能性があるかと危惧いたします。なぜ補助金廃止の明確な根拠も提示もなく、経緯の説明もない今回の発議をされたのか、明確で簡潔な答弁を求めます。

以上です。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前11時28分休憩

.....

午前11時29分再開

○議長（青木 善明） 再開します。

松岡議員。

○5番（松岡 信博君） 12月の補正予算で賛成したのは、やはり議員になったばかりで、その事情がわからずに賛成してしまいました。それを反省して、その後いろいろ勉強したところでございます。

それとあと、議員発議に関しては、議員の権利でありますから、それをちゃんと行使し

ただけであります。

それとあと、個人的な誹謗中傷はやめていただきたいと思います。

以上です。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 今、個人的な誹謗中傷という形がありましたが、具体的にお願いします。

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

.....

午前11時31分再開

○議長（青木 善明） 再開します。

松岡議員。

○5番（松岡 信博君） 杉尾議員が言われる文章に関しては、私は町民に対して議会報告で出した分でありまして、それに対して、やはり当初は委員長名を出して、誤った形での出し方をしたので、それはちゃんと委員会のほうでお答えをして、承諾は得ましたので、その後はもうやっておりますから、これ以外のことはもう、やはり個人的な中傷だと感じますので、論外でございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 今の答弁では、それがなぜ誹謗中傷になるかと。これは事実を述べただけであって、だからといって、それが悪いと私は一切言っておりませんし、このことに関しても、松岡議員の捉え方が少し変ではないかと思えます。

松岡議員、もう最初の段階で言いましたけど、平成30年12月議会において賛成されたということは間違いないことであって、それが御自身の勉強不足であるという言いわけは絶対言ってはならないと思うんですが、これは議員としておかしい発言ではないですか。

以上です。

○議長（青木 善明） 松岡議員。

○5番（松岡 信博君） これは私自身がしっかり町民のために考えてとった行動ですので、間違いはないと思っております。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 今議員もおっしゃいましたが、今回の議員発議、議員個人が自分の思い、考えを行政に反映させたいと、そういう思いで発議をされる。内容はともかく、それは本当に立派なことで、勇気も要ることですから、その辺は尊敬をされるべきことだと思っておりますという意味を込めながらも質疑をさせていただきますが、この場は質疑ですんで、討論の場とならないように、私個人の思い、考えというのは極力入らないよ

うにしたいと思いますが、もしそういうような状況になりましたら、議長、どんどん指摘をしてください。ほかの議員に対してもですけど。

私は発議議員とは違う委員会に所属しておりますので、この問題のここに至る経緯、それとか発議の状況、関係というのを十分に把握しているわけではございませんので、只今の14番議員とは違って、ちょっと浅い質疑内容といいたいでしょうか、どちらかと言いますと、先ほどお話になった提案の中身の文言に係る疑問点について、ちょっと質疑をさせていただきます。

まず、提案理由ですけども、これちょっとした演説みたい、長文ですよ。これは丁寧に説明されているんでしょうけれども、でありながらも、同様の趣旨が繰り返し表現されているだけで、逆に考えの論旨、趣旨がわかりづらくなっています。その点について、先輩諸氏もいらっしゃるわけですよ、議員もね。それから事務局もおるわけですから、そのあたりと相談される、打ち合わせ等をされなかったのか。もう少しすっきりと整理したものになぜできなかったのかなど。そもそも相談もされなかったのかどうかというのを伺います。

私は1回しかしないつもりでございますので、先ほど前段で5つの箇条書きにしたものが上げていますので、そのとおりに読み上げさせていただきますね。

「今回発議にいただいたのは、基金財調の取り崩しがあって、町財政が厳しいと。危機的状況になったと。危機的状況とおっしゃらなかったですね。厳しい状況になったと訂正されておりましたけれども、そうすると判断されたことが発端のように述べられました。危機的状況であると判断した根拠というのは、今ひとつわからない。

それと、3番目ですけども、補助金や課税免除も含めて、企業立地奨励条例全般は町民の声、そう議員はおっしゃったけれども、それに反するものであると述べておられますね。であれば、先ほど免税措置だけでというお話をされましたけれども、なぜ優遇制度補助金交付についてのみ廃止の提案をして、この条例そのもの、本旨でいけば、全ての条例を廃止すべき提案をされるのが本当じゃないかと思っていますね。なぜかなど。

それと、発議の中にところどころにありましたけれども、議員が自覚を持つべきだとか、しっかり判断をしなければならぬだとか、それをもち得ていないということの裏返しからの指摘だろうと思いますよね。どこをもって議員の自覚や判断がないと判定された、指摘されたのか、そのあたりちょっとお聞きします。

それと、前半部に固定資産課税免除について述べておられます。この奨励措置についても、租税の公平・平等原則に反する行為だというふうに述べておられますよね。あらかじめこういう質疑をするだろうという予測をされているでしょうから、当人も考えていらっしゃるでしょうけれども、あえて伺います。平成8年の奨励条例で、この課税免除に、以前はあなたの会社も指定されていたようですよ。その際は、これは公平・平等性に反した行為の恩恵を教示するものだというふうな判断はされなかったのか。

以上5点ですけども、第2回目はしないつもりでございますので、ぜひ簡潔に明確に

答弁をお願いします。

○議長（青木 善明） 松岡議員。

○5番（松岡 信博君） 最初に、長文過ぎて趣旨がわからないということなんですけども、やはりこの趣旨をわかってもらおうという思いで、執行部、事務局長にも相談しまして、長過ぎるという指摘いただいたんですけども、やはりどうしても伝えていきたいという、そういう私の思いが長い文章になってしまいました。

それから、2番目の危機的状況、財政が厳しいという状況はどういう形で判断されたかという御質疑ですけども、高鍋町の監査委員が出しております月例現金出納検査結果報告書によると、財政調整基金が3月末で10億2,900万円あったものが、それが翌月、報告書によると、4月末残高が6億4,900万円になっておりました。そして、高鍋町の借金である町債も72億円と、依然減る様子がありませんでしたので、やはり厳しい状況には変わらないなということで判断しております。

それから、議員が自覚を持つべきという話ですけども……。 （発言する者あり）

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○議長（青木 善明） 再開します。

松岡議員。

○5番（松岡 信博君） 企業誘致をするなということじゃなくて、やはり多額の補助金を出すことによって、企業からの税收での回収ができなくなると。ですので、補助金制度をとにかく廃止すると。全てを廃止するのではないということで考えております。わかりますか。全てを廃止する……。補助金交付の条件が非常に公益性を生まない。町民に対して公益性が出ないような形で、税收で補助金額を回収できないような状態になりますので、とにかく企業誘致はいいことですので、企業誘致はする。平成27年度以前は固定資産税の免除だけだったので、その以後が補助金交付によって町民に対する公益性がなくなった。ですから、平成27年度以前の固定資産税免除だけでいいということで、補助金を廃止しろということで今回提案いたしました。

それと、次に、議員の関係ですけども、議員全員の条例の勉強会を行いました、その中で私は限界を感じた結果、今回議員発議を行いました。条例改正を行う気持ちのない議員や、条例の解説書をつくることで納得する者がいて、条例の根本的な問題を取り上げようとする議員の姿を目の当たりにして、このままではいたずらに時間が過ぎてしまうのではないかという判断です。議員全員がこの条例に真剣に向き合うために、議員発議をすることが必要だと判断いたしました。

それと、私が会社をやっていたときに固定資産税の免除をしてもらいましたけど、そのときには深い考えを持っていずに、やはりそういった制度があるということを利用して

いただいたような状態でした。今回議員になって、しっかりそのことを考えるようになりました。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） もうするつもりなかったんですけども、何か5つの質疑、何か明確にちょっとうまくお答えされなかったような気がします。特に、優遇制度のうちの補助金とか課税免除、これも町民の公益に反するという、明確におっしゃっているわけでしょう。それは構わん、それは残しておいていいからということですよ。そういうことです。

○議長（青木 善明） 松岡議員。

○5番（松岡 信博君） 固定資産税の免除に関しては、結局免除した分に対して、長年やはり会社を経営すれば、税金という形で高鍋町にやはり課税ということで利益がありますので、公益性があるわけですよ。（発言する者あり）と判断しております。それで、固定資産税免除とかほかの優遇制度は廃止する方向では考えておりません。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 松岡議員にお尋ねします。田中議員と重なる質疑もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

今回の発議理由及び目的は、高鍋町の財政が厳しい状況にあると考えたからということですが、高鍋町の財政状況が厳しいと判断した根拠は何でしょうか。お尋ねいたします。

また、企業に多額の補助金を支出すると、町民の生活予算に大きな影響を与えてしまうことが予想されますということですが、本当に大きな影響を与えてしまうのでしょうか。今年度は、学校施設の改善やわかば保育園改修基本設計の実施、子ども医療費無償化の継続やALTの増員など、ソフト面の充実も図っており、企業立地補助金の歳出によって何かのサービスがなくなったということはないと思います。そこで、その大きな影響ということについての根拠をお示してください。

以上、2つのことについて答弁をよろしく願いいたします。

○議長（青木 善明） 松岡議員。

○5番（松岡 信博君） 先ほども申しましたけども、財政状況が厳しいというのは、やはり月例現金出納検査報告書の結果により判断したところですよ。3月末で10億2,900万円が4月末には6億4,900万円と。依然町債も72億円ですね。やはり地区の要望だとか町民の要望になかなか応えられない財政状況がやはりいまだありますので、高鍋町のほうにですね。そういうことを考えて、そういうふうには考えました。

それから、町民の生活に大きな影響を与えるというのは、こないだ一般質問で調べた結果、サンプラス株式会社、井上商店、デイリーマームママンマルシェ、南薩食鳥、宮崎キヤノンに、合わせて2億8,000万円のやはり補助金を出しております。やはりこれだけの補助金を短期間に出せば、10年間誘致企業が納めた固定資産税と同じ相当額を短期

間に出せば、やはり町民のための予算に影響が出るのは目に見えていますので、そういうことを考えてそういうふうに判断しております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 例月の現金出納報告書のほうの財政調整基金の金額が減っているということで危惧をされたということですが、ここに記載されている金額は、毎月の、毎月というか、例月の結果であって、決算額ではありません。平成29年度の財政調整基金の残高は10億2,000万円、平成30年度は20億7,000万円の見込みで、将来の工業特会への繰り出し分を除いた実質的な残高でも、10億円程度の規模を確保できると聞いています。

また、財政力指数などの財政指標の状況も、現時点においては、県内他団体との比較をしても著しく悪化してはいません。このような状況で、財政が厳しいという状況を一概には言えないと思いますが、いかがでしょうか。

また、松岡議員は固定資産税免除や企業立地補助金に対して「取り戻す」とか「回収する」という言葉が使われますが、固定資産税を免除した税額や補助金は回収するものではないと考えますが、いかがでしょうか。2つについてお伺いします。

○議長（青木 善明） 松岡議員。

○5番（松岡 信博君） 財政状況ですね。私考えるところ、日ごろより町民の方々から寄せられるインフラ整備の要望とか、防災ポンプだとかですね。そういった要望に応えられない財政事業が、やはり高鍋町にはあります。ですから、やはり町民のために使えない予算であれば、町民にとってはやはり厳しい財政状況だということは変わらないと、そのように考えております。

それと……。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○議長（青木 善明） 再開します。

松岡議員。

○5番（松岡 信博君） 回収という表現方法はおかしいかもしれませんが、やはり町民に貢献するという意味ですね。やはり企業は事業を行って、税収で地域に貢献することがありますので、やはり税金を出した以上は返してほしいと、そういう貢献してほしいと、そういう思いでそういった言葉を使っております。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） ほかに予算が充てられないからといって、一概に厳しいという判断には至らないのではないかと思います。

また、高鍋町企業立地奨励条例には、奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって町政の発展に寄与することを目的とするとあり、回収を目的とするとは書かれていません。

町長は先日の一般質問で「インセンティブ」という言葉を使われましたが、企業誘致には雇用の創出や税収の増加など直接的な効果と、既存地域産業との業務提携や不動産、飲食店、小売店などの地元企業を含めた地域経済の活性化や町のイメージアップなど間接的な効果があり、これが直接高鍋町の公益に結びつくとも考えられます。また、それに伴う波及効果は、思った以上のものになるとも思われます。多くの自治体が企業誘致策を続けているのは、地域経済を活性化するために、雇用や波及効果の面でやはり一定の効果があり、それが公益につながると考えているからではないかと思われませんが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 松岡議員。

○5番（松岡 信博君） この条例は、やはり大企業優位にできていると思うんですね。

5名の雇用をすれば、不動産投資額の30%、5,000万円。やはり大企業であればそれは簡単なことですが、やはり小規模、零細企業とか、そういった小さな企業にとっては、5人採用するというのは大変なことです。ですから、今回こういう補助金をやはり廃止して、もっと中小企業、零細企業にも借りやすいような制度をつくっていく、そういうことが必要だと思ひまして、廃止の案を出しております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 私もちよっと幾つかありますので、ゆっくり読みます。それについて一つ一つお答えください。

まず、宮崎キヤノン誘致に投資したインフラ整備費は、企業立地奨励金補助金とは別物ではないんですかね。なぜ同一視。先ほどの説明というか、発議の内容を説明されたときには、何か同一視しているように思えましたけども、まずそれはなぜ同一視されるのでしょうか。

次に、松岡議員は一般質問の冒頭で、宮崎キヤノンは誘致企業の中では別格というふうに言われています。インフラ整備に要した費用は十分回収できると発言されています。今回の発言と矛盾するのではないですか。

次に、これは先ほど田中議員のほうも言われたとは思いますが、補助金の支出は公平性・平等性に反した行為、そのような発言ありましたけども、全般ではなく一部分ということでしたので、では、先ほど固定資産税もそうですけども、その補助金の正当性を証明しなければならぬのではないかなとは思いますが、それについてはどう思われますか。

次に、町として誘致企業を今後どう進めていくのかというような議論は大変大事です。その上で、補助金の優遇措置について見直しを考えるべきであって、今回のように補助金廃止ありきではないのではないかと私は考えておりますが、その点についてはどうでしょ

うか。

次に、先ほど杉尾議員が言われておりましたけども、今回の発議について何ら説明されておられません。提案理由については、賛同者は共感、理解されているようですけども、正直今回この先ほどの発議の内容では理解できませんでした。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですけども、先ほど、要するに、松岡議員、賛同者以外の議員が向き合うためにというようなことと言われておりますので、これですると、何か可決すること自体が目的ではないのではないかなと考えます。提案理由というのは今回初めて聞いたんですけども、それをもって、賛同者を募るようなことはされたんでしょうか。

次に、先ほどちょっと勉強不足だったというようなことを言われておりますが、これはちょっと、先ほどの発議内容で固定資産がいいのか悪いのかというのがちょっとあやふやだった、まあ最終的には固定資産いいよみたいなことを言っているんですけども、実際に身的に、何だろう、企業に対する固定資産の免除や、税金を財源とした補助金を支出することは反した行為だと言いましたよね。結局いいんだと。もう一回ちょっとそこの説明をしていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前11時55分休憩

.....

午前11時57分再開

○議長（青木 善明） それでは……。 （発言する者あり）再開します。

只今、中村議員から休憩をとってほしいということが発議されましたけども、いかがいたしましょうか。ちょうど12時前ですけども。 （発言する者あり）

ここで休憩いたします。1時より再開いたします。

午前11時58分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（青木 善明） 再開します。

先ほど緒方議員の質疑の中で、賛成者に関する内容が含まれていましたので、そのことについては答弁する必要はありません。それ以外の質疑について答弁を続けてください。松岡議員。

○5番（松岡 信博君） お答えいたします。

インフラ整備の補助事業は違うものではないかという質疑でございましたが、私が3月議会の一般質問で、宮崎キヤノン誘致でインフラ整備を行った雲雀山・上永谷地区の開発計画の考えはという質問を行ったんですが、それに対して町長は、この地区は農業振興地域であり、住宅地の造成や工業団地整備といった開発計画をする計画などはないとはつき

り言われました。そういう町長の答弁がありました。そこで、やはりこの道路と整備計画はキャノン専用の道路と判断しまして、やはりそのために、誘致のために使った資金だと、そのように判断いたしました。

それと、補助金の正当性ですね。補助金の正当性。私は公益ということで考えたんですけども、多額の補助金を支出する中で、やはりその補助金行為が5年後、10年後にはどのような形で町民に貢献するのか、やはり示す必要があると思います。ですから、やはり補助金を出す限りには、ちゃんと費用対効果、どういった、町民に公益性があるのか、補助金を出す以上は、執行部もしくは議会がきちっとチェックする必要があると、そのように考えております。

あとは、では、廃止ではなく金額の問題ではないかという話ですね。今の補助金の金額や交付制度のあり方は、やはり私は、私自身異常だと思っています。5社の誘致企業に2億8,000万円。先ほども話しましたが、誘致企業を指定した企業が10年間かけて33回、33社が固定資産税を納めた金額と同じ金額を、この短期間に、この1年以内、まあ1年、2年以内にやっぱり拠出してしまいます。やはりこの状態を、これはやっぱり異常な事態だと私は考えて、補助金をやはりやめなきゃいけないと。金額を下げるよりも、一回やめて、そして、正当な価格にやはり考え直すことが大事だと。そのために、まずは廃止して、そして、時間をかけて練り直したほうがいいんじゃないかなということで、もう廃止ということで提案いたしました。

それから、議員の関係ですけども、やはり私は、この企業立地補助金を見直す原因になったのは、昨年12月のサンプラス株式会社からです。確かに賛成して補助金が出るような形になりましたけれども、その後、調べてみると、やはり金額が多過ぎる。3年間で6,122万5,000円。やっぱり本当にそれでよかったのかと非常に自分自身反省しまして、それで、総務委員会の皆さんとも図って、勉強をしましょうと。そして、その当初は、この企業立地補助金の限度額5,000万円が2回出るという執行部の判断だったもんですから、それはおかしいよねと。やはり同じ企業に2回5,000万円が出たら1億円ですから、それはおかしいということで話し合いを進めた結果、やはり3月議会に総務委員会で条例改正案を出そうという話に一度はなったんですけども、しかし、全員で協議しよう、勉強会をしようということで、文教厚生常任委員会とも協議した上で慎重にやらなきゃいかんということで、3月議会の提案が流れてしまいました。そして、今度は6月に向けてしっかり条例改正案を出そうということで勉強会を行いましたけれども、しかし、その中で、やはり執行部の副町長のほうから企業立地補助金はもう2回出ないと、新設だけで増設は出ないという説明があったので、総務委員会のメンバーがそういった話を持ってきました。そういうことで、その条例がその勉強会の中でなし崩しになったといえますか、本来であれば、私は根本的にこの条例を見直すことが大事だと思ったんですが、やはり先ほども言いましたように、条例改正をする気持ちのない議員だとか、その金額が2度出さなくていいということでもう納得して、解説書が出ればいいのかというような状況の

議員もおりまして、それじゃやはりいけないと。しっかりこの条例をみんなで審査して、本当にこの状態でいいのか。この金額が正しいのか。1回であろうが2回であろうが、この限度額が5,000万円がいいのか、それをしっかりやっぱり審議しなきゃいけないと思っていたんですが、なかなか皆さん御存じのとおり、勉強会で審議が進むような事態じゃなかったんで、これではいけないということで、しっかり議員提案をしようというふうには私自身決意を込めて、今回提案いたしました。

以上です。

あと一つ何ですか。（発言する者あり）

結局やっぱり別格、キヤノンは、木城で聞いた話ですけれども、年間6,000万円固定資産税払っているということで、それと……。 （発言する者あり） ああ、そうですか。税収があるということで、キヤノンであれば税収で投資した金額は取り戻せるけれども、しかし、ほかの企業に関しては、それはなかなか難しいということ。だから、ことを言っているわけです。ほかの、だから、結局、前回の一般質問でサンプラスで公益性を証明してくださいというふうに執行部にお願ひしましたけども、福祉施設だということだけで本当に高鍋町のためになっているのか、税収でどれぐらい返して、そういった証明ができなかったもんですから、だから、キヤノンとは比較にならないということが言いたいということなんです。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） それでは、ちょっと今なし崩しになったと、要するに、執行部との今後注釈をつけるとか、そういうのがなし崩しになったと。先ほど14番議員のほうで松岡議員の時間軸という表現ありましたけども、まさにそうだと思います。この考え、要するに、時間が長いとか、そういうことを判断するのは、意見を言うのは、松岡議員は全然問題はないんです。ただ、それをどうするのかをやるのは、座長であった黒木議員のほうだと思うんですね、これに関しては。今回、先ほど協力しないとか、向き合うためということで、単独で今回発議をされているわけですけども、この発議を可決するために努力はされたのかなとは思いますが、これはされましたか、それについては。

○議長（青木 善明） 松岡議員。

○5番（松岡 信博君） 議員としての権利でやらせてもらっていますので、やはりしっかり提案して、皆さんに考えていただきたいという思いで提案しました。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） これが最後になります。今のお話で、私たちが真剣に向き合っていないみたいな感じでちょっと言われて、ちょっと大変失礼な思いは私は思っております。ただ、今回の発議の目的が、発議をすることが目的だったということでよろしいんですか。これが最後の質問です。

○議長（青木 善明） 松岡議員。

○5番（松岡 信博君） 結局、勉強会で執行部のほうに、サンプラス株式会社がもう営業を始めて3年たちますので、この企業誘致、多額の補助金を出している正当性を証明したいので、その実績を出してくださいというふうにお願いをしておりました。しかし、それがいつまでたっても出されないで、それで私が確認に行ったところ、忘れていたというか、とぼけていたというか、わかりませんが、そういう意思を示せなかったもんですから、これではいけないと。やはりしっかり議員として発議をして、執行部にも毅然とした態度を議員として見せなきゃいけないという思いで発議を決めました。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 松岡議員にちょっと訂正を求めます。先ほど古川議員の質疑に対しての答弁の中で、この条例の改正について、「初めから反対の議員もいる、中には協力してくれない議員もいる、なし崩しになった」、こういう発言が続いておりますが、だって、私たち文教厚生常任委員会は、この前、前回、黒木博行議員を座長に立てて、じゃあ副町長も呼んで、みんなでこの件に関してはいい方向に条例を改正していこうじゃないかということだったですよ。執行部にボールを投げたところです。それがまだ返ってこないからといって、勝手にこういう発議をされるのはいかなるものかと思えますし、先ほど言われたほかの議員も協力してくれないからという、そういう発言は、私はほかの議員さんたちに対して大変失礼だと思いますので、撤回を求めます。

○議長（青木 善明） 松岡議員。

○5番（松岡 信博君） 私の考えでは、やはりあの勉強会1回きりで、それで結論が出るものではないと思っていますので、それで、またその後そういう声が上がらなかった、もっと審議を深めないかんという声が上がらないこと自体が、やはりこれではだめだという私の考えです。私の見解でございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） それを上げていくのが松岡議員じゃないんですか。発議したい松岡議員じゃないんですか。私はそう思いますけど、どうでしょうか。

○議長（青木 善明） 松岡議員。

○5番（松岡 信博君） そう言われますが、やっぱりそのときの雰囲気、私もそれができない雰囲気にありましたので、そういうふう判断いたしました。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 松岡議員が先ほどからおっしゃっていますが、この案件については、きちんと話し合いをして、あと執行部とすり合わせをしていくということで、これ先ほど永友議員が言ったように、ボール投げているんですよ。それで、決してそれから後、テーブルに乗せて話せばいいじゃないかということの日高議員も含めて私も言ったじゃないですか。どこがそれで終わっているんですか。お聞きします。

○議長（青木 善明） 松岡議員。

○5番（松岡 信博君） やはり議員発議は議員がきちっと出すものであって、いちいち執行部とすり合わせてやるものじゃないと私は考えておりますから、それではいけないというふうに考えました。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 松岡議員、発議第1号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

平成元年から議会、審議会の記録も参考にしながら、反対討論を進めさせていただきます。

平成元年に高鍋町企業立地奨励条例が制定されてから間もなく30年になりますが、平成元年当時は、製造業やレクリエーション事業を対象として、固定資産の課税免除だけを奨励措置していました。県内全ての自治体が県の同様の条例をもとに同じような条例を制定していた時期であります。それから、平成21年、当町よりも周辺自治体の奨励措置が充実しており、地域間において格差が生じていたことから、その差を埋めるために、奨励メニューの拡充を図るために全部改正がなされ、先ほど松岡議員も言うておりましたが、固定資産税の課税免除だけでなく、雇用促進奨励金の交付、企業立地補助金の交付、通信回線使用料補助金の交付、工場等賃借料補助金の交付が追加され、近隣自治体との差を埋める奨励措置を整えることができました。

ちなみに、そのときの議会の質問を見ると、この条例改正の中身をしっかりと外部に発信することの必要を訴える。中村議員の意見や条例改正で企業立地ができやすくなった部分もあると思われるが、やはり大切なのはトップセールスではないか。それがなければ、いつまでたっても企業誘致はできないといった水町前議員の意見。農業関係の法人も含まれるということであれば、さらに企業立地により雇用が生まれ、町財政も潤うという池田前議員の意見。議会としても、この条例改正の期待の大きさが本当に伺えます。

この当時、執行部と議会の両方が雇用に関して危機感を共有していたと理解できますが、残念なことに、町外からの企業進出はこの時点ではありません。

平成27年に入り、実情に照らして制度の内容と乖離があると判断し、内容の見直しと制度拡充を図るため、さらなる改正を行っています。その改正案の中に、企業立地補助金の交付について、「全ての対象施設に条件付投下固定資産総額1,000万円以上、新規雇用者が5人以上で適用し、交付額は条件付投下固定資産総額の30%、上限5,000万円とした」となっておりますが、今回の高鍋町企業立地奨励条例のその一部改正を発議さ

れておりますが、この案件であります。この案件については、平成27年9月の定例議会においては、この改正案に対し、町内施設の有効利用で新しい分野の進出や雇用の拡大、安定した収入があらゆる職場づくりであるとし、町なかでも大きな投資を受けられる可能性を秘めた企業誘致が可能になるのではないかといい中村議員の意見もあり、このときは起立全員をもって条例改正は可決されております。

その後、前小澤町政において、サンプラス株式会社の進出があり、現在の黒木町政になって、デイリーマーム株式会社、南薩食鳥株式会社、エムネクスト株式会社、そして宮崎キャノン株式会社と、条例に備わった各種の奨励措置を手に、前議員が申し上げておりました極端なトップセールスを行い、多くの企業立地の成果を上げております。

私は、このことは称賛に値すると思います。27年の条例改正により、執行部と議会の双方が期待していた雇用機会の拡大がやっと図られて、町内経済循環の良好な環境がようやく整いつつあると私は考えております。それを、急激な企業立地の振興は町財政を圧迫するかなのような考えは、極端過ぎると思います。

また、これから企業立地とともに、雇用確保や町内経済浮上に向けた方策をともに考えていかなければならない。ようやくその機会が整ってきている段階に、早急過ぎる意見だとも考えます。

議会においてもベストだと判断されたものが、現在の高鍋町企業立地奨励条例であると私は考えております。確かに前の議員発議案件におきましては、総務産業委員会においての話し合いでいろいろな意見も出ましたが、予算の絡む条例については慎重に考えたほうがよいということで1案件だけにし、補助金を新設・増設において各1回ずつ、増設ごとに複数回つけられる企業立地補助金の条例の政策になっていけば、現在に至ってそのような補助金のつけ方をした例もなく、周辺自治体もそのような例もなく、増設ごとに補助金を出すことになれば、一事業に対し偏り過ぎた補助金となる可能性があるかと、財政負担が大きくなり過ぎるということで、そのような解釈の内容があれば議員発議し、新設か増設どちらかに1回のみと条例内容を変える必要がありとなりましたが、条例の解釈に間違いがあり、実は、新設・増設どちらか1回限りで、増設ごとに補助金は出ないとなったということで、議員発議はする必要なしとその時点となっております。企業立地奨励条例について過去のいきさつですね。公平・不公平の原則の考え方も含め、慎重に考えたほうがよいということで、最終的には、今後の企業立地補助金に関しては、議員と執行部で慎重審議し、そのときどきの状況に沿って変えるべきところがあれば検討していくとなっておりますので、それでよかったですか。高鍋町の状況が変わったからということで、簡単に変えられる条例案件ではないと考えます。

それと、これは言うつもりありませんでしたが、改正する気のない議員ばかりだから自分が立ち上がったと松岡議員が言いましたが、否決されても自分の思いを言えばよいという程度の発議に対し、何が目的なのか疑問を感じてしまいます。

以上で、私、黒木博行の反対討論とさせていただきます。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 発議第1号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

先ほど黒木博行議員は、私が平成27年の際に称賛をして賛成したという言葉がありました。しかし、そのときは、サンプラスに関して本当にこのような状況で私は企業立地奨励補助を出されるとは夢にも思っておりませんでした。A型、B型の障がい者の福祉施設であること、そういうことも含めて、私もしっかりと応援のできる案件であるというふうに、あのときは確認をした次第です。

町長は給食費の無償化と子育て支援策を打ち出され、竹嶋潜水橋架け替えなど多数の公約をされていますが、キャノンを初め企業誘致に係る補助金や企業立地条例によるところの町内企業の投資額に対しての補助などが、町長の尽力により多数誘致されてきたところ

です。しかし、これによって町の財政は財政調整基金を脅かしています。また、この問題は、当初、企業立地審議会のメンバーによる報告によって明らかになったところでもあります。その情報は総務産業建設常任委員会にしかもたらされていないものでした。委員長である松岡議員は、常任委員会での話し合いのもと、当初は複数回の補助についてはおかしいのではないかと企業の立地協議会の座長である議員の怒りともとれる発言から、2名を発議者として提案することが議員協議会で話し合われました。この結果については、先ほど黒木博行議員が述べたとおりでございます。しかし、ほかの文教厚生委員会のメンバーは知るよしもなく、結局は勉強会をとの一件落着を見ました。ところが、勉強会で副町長などの参加のもと話し合われたのは、複数回の拠出は出さないとした答弁があり、結局は、議会内部での協議は尻切れとんぼ状態となりました。

議会は、議員は何者にもその権利を侵されることなく、執行部へのチェック機能を初め、住民要求をしっかりと届け、高鍋町の財政が危うくなれば、国に向かってしっかりと意見を言い、住民の安全安心を確保する義務があると私は信じております。みずから始めた勉強会、そして、議員提案をしようとの意気込みは、なぜか誰かによって倒れてしまいました。非常に残念と言わざるを得ませんでした。

そんな中、総務産業建設委員長である松岡議員が、どうしても納得いかないと相談されました。現況を見ると、社会的には人材確保が非常に厳しく、企業が求める人材確保についても厳しい状況があります。また、ある企業は、家賃補助をできるためにと、条例を変えてまで補助をしてきました。しかし、その目的は、企業立地補助をいただくための一時しのぎであったとしか思えず、裏切られた思いです。

現代社会では20%以上の子どもが何らかの障がいを持っていると言われていた中、高鍋町でもその子どもの社会への参加ができる体制を少しずつ整えようと、お金も人も投資しているのが現状です。障がい者施設への国からの支援は多数準備されていますし、県・高鍋町でも一緒です。松岡議員はそのための一般質問も行い、それを聞いていた住民の方

から、もっと情報公開してほしいとの意見もあります。住民の大切な税金です。その使い道については慎重を期して行ってほしいと、行うことが求められております。決定に関しても同じことが言えます。同じお金を投入して、給食費無料化は約15年間継続できます。また、竹嶋潜水橋架け替えは約17億円拠出ですので、これまでの道路整備を含むキヤノンへの投資、企業立地補助から考えて、できていました。人口が減少するのは、全国各地で同じことです。韓国のチェジュ島では、今人口が大幅に増加しているそうです。それには十数年以上の計画と、地道な地元民の動きがあったと報道されました。高鍋でも移住定住促進のためには、計画だけでなく、地元の住民の方からいらっしゃいというメッセージも大切です。そのためには、議会もその一翼を担う活躍をしなければならないと考えます。この条例改正が第一歩と考え、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 発議第1号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

先日、私の一般質問の中でも述べたように、高鍋町企業立地奨励条例により、この2年間で企業が複数社事業所を出しました。その企業が将来にわたり雇用、納税、社会貢献、そして、本町において会社を持続していかなければならないという強い思いで、高鍋に進出してきたこと考えられます。さらには、企業誘致に懸命に取り組まれた町長、そして、協力してきた議会議員、執行部、賛同をいただいた有識者の皆様方における賜物だと思います。これからの高鍋町の子どもたち、未来の生まれてくる子どもたちのために、今私たちができる問題に取り組み、解決することは、よりよい高鍋の未来につながると考えられます。高鍋町企業立地奨励条例の企業立地補助金政策があったからこそ、グローバルな企業がこの高鍋町に魅力を持ち、町内に会社を建造され、そして、高鍋町から製造、福祉、多様なものを提供してもらう可能性がある、このような夢のような事例が、さて2年前あったのでしょうか。高鍋町は他の自治体からうらやましがられるでしょう。

しかし、裏を返せば、今後本町と違った視点で、近隣自治体も誘致企業のあり方を必死に検討してくると思われれます。さらに言えば、高鍋町の土地の有効活用を考えると、農業法人を初めとし、サービス業、そのほかに関連する企業を誘致する場所は数多く存在すると思われれます。2年前から企業誘致に賛同している私を含め他議員は、道半ばで足をとめることはできません。私たち議員は町民の代表でもあり、高鍋町の将来を見据えた施策が重要課題です。また、現在、誘致企業の中で町民を雇用され、その会社で働いている方はたくさんいます。その方たちにこのような内容の発議で肩身の狭い思いをさせてはいけないと思います。

今回の松岡議員の発議ですが、本当に発議を可決させれば、賛成議員以外の議員へ発議内容を理論的に理解され、協議を行い、自分の思いを伝え、賛同を得るだけの内容を示し、協力を願うのが議員としての常ではないでしょうか。そうしなければ、可決することが目的ではなく、ただ単に発議することが目的だと言われても仕方ありません。今回

の発議は、企業立地補助金を廃止ということですが、議員必携の中の議員の心構えに批判、攻撃そのものではなく、あくまでも行政を合理的、効率的に行わせることが目的であります。議員が指摘したことが建設的に改善され実行されなければ何もならない。ただ批判のみに終わる一人芝居では意味がない。議員多数に支持され、執行部に共鳴され実行させなければ、その価値はない。したがって、批判や攻撃は必ずこれにかわるべき代案を持って行わなければならない。説得力のある実現可能な具体的案を持って挑む心構えが必要だと書いてあり、そのことから考えると、具体的な代案もなく、また、現在、誘致企業で働いている従業員の方を軽視された発議に対し、憤りを感じずにはられません。

以上で、松岡議員、発議第1号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について、私、後藤の反対討論とさせていただきます。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 発議第1号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

初めに、発議者は、松岡議員は、高鍋町の財政が現在厳しい状況との見解でありました。ですが、古川議員が述べたとおり、平成30年度は実質的に約11億円の見込み増で、財政指標状況もよくなっていること。また、先ほど私のほうで質疑しました宮崎キヤノン誘致に投資したインフラ整備。企業立地奨励とは別物であり、同一視すること自体が間違いなど、根拠とした発議理由が根本的に間違っております。理由となり得ません。

また、補助金回収に重きを置いているようですが、補助金は借金ではありません。補助金は基本的に返さなくてよいことさえ理解できていません。補助金支出の目的は、補助金という名の債権回収ではなく、企業に補助し、成長してもらうことで、社会貢献、地域貢献、雇用の創出を行ってもらうことをし、企業、町、そして町民がさらによりよい環境で生活できることにすることが目的です。

次に、同じことになると思いますが、現在、執行部と議会で本条例の議論の場を設定しております。そして、これから議論をするさなか、この発議は提出されております。先ほど7番議員が言われたとおり、現在執行部に投げかけをしている状態で、決して尻切れトンボではありません。また、さきの議員協議会において、松岡議員はこの発議は否決されるだろう、また、今の質疑のほうでも言われましたが、賛同者を初めから考えていなかった。これでは発議することだけに主観を置いているだけで、町、町民のための発議ではありません。発議は、ただ発議する権利があるから発議すればよいのではなく、町、町民のためになる発議であると信念を持って議員全員に発議案を示し、協力を得るなどし、発議を可決させることが本来あるべき姿です。ですが、今回我々に発議内容を事前に提示しないなど、可決するために必要な発議を理解してもらう行為を行わないことは、議員の権利である発議を軽視しております。

また、賛同者が集まらないことを承知で行っていることから、松岡議員が、議員自身が作成されたこの発議内容をも軽視しております。2人以上いれば発議できることはたしか

です。さきのことを踏まえると、発議を行使する意味自体を履き違えております。また、軽々しく行うべきではありません。これでは議員の権利である発議権の軽視だけではなく、発議の乱用を招くことになりかねません。

以上により、1つ目に、発議内容が事実と違っていること。2つ目に、補助金の意味を理解していないこと。3つ目に、発議は発議内容を可決するための手段であるべきところ、今回は発議することを目的としていることが明らかであり、発議を軽視していること。これらにより、この改正案は、発議者が真剣に町、町民のために考えた発議じゃないと判断し、反対とします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 発議第1号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

松岡議員が町の財政のことを考えてこの発議されているのはわかりますが、まずもって、この発議の発端は、考えたときに、自分が委員長の立場である総務産業建設常任委員会の中で条例改正に取り組もうということで、常任委員会委員の皆さんみんなで手分けして他の市町の条例を調査するなど、委員会のメンバーで真剣に考えてこられました。

そういう中で、全議員参加の中で黒木博行議員を座長に据え、また執行部からも、先ほども言いましたように、副町長に出席を求めて間違っていたということを出してもらい、その場で皆さん納得をして、これから、じゃあ、よりよい条例に変えていこうじゃないかと、執行部も議会側も納得するような、廃止ではなくて、この金額を下げるとか、固定資産税の免除期間を3年から2年にするとか、いろんなよりよい方法が今から見出されていこうとする中において、松岡議員は、私は委員会のメンバーからちゃんと聞いておりますが、委員会のメンバーもあれだけ一生懸命協力したにも、何の話もなく、いきなりこの廃止の条例を提出されたことは、私たち議員は町民に必ず信頼感を持たなくてはなりませんし、ましてや有権者、そして議会間でも、議員間でも信頼が持てるということが大変重要だと私は思います。この発議に対しては、私は、今まで頑張ってきて協力してくれた委員会のメンバーはもとより、一緒にテーブルについた私たち文教厚生常任委員会のメンバーに対しても、信頼感を著しく失う行為だと判断しております。

また、先ほどからもありましたように、この議員発議というのは議員の特権であります。この議員の特権である発議に対して、この重さを失ってしまうようなこの行為に対して反対といたします。反対の立場で討論をいたします。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから発議第1号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（青木 善明） 起立少数であります。したがって、発議第1号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正については否決されました。
-

日程第11. 議員派遣の件

- 議長（青木 善明） 次に、日程第11、議員派遣の件を議題といたします。
本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。
-

日程第12. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

- 議長（青木 善明） 次に、日程第12、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。
-

日程第13. 閉会中における議会運営委員会活動について

- 議長（青木 善明） 次に、日程第13、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。
-

日程第14. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

- 議長（青木 善明） 次に、日程第14、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各常任委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（青木 善明） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

これで令和元年第2回高鍋町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後 1 時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員